イ）三国市街地の充足度・施設の配置バランス

【医療施設】

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	1～2 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	6 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の北部、および都市機能誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

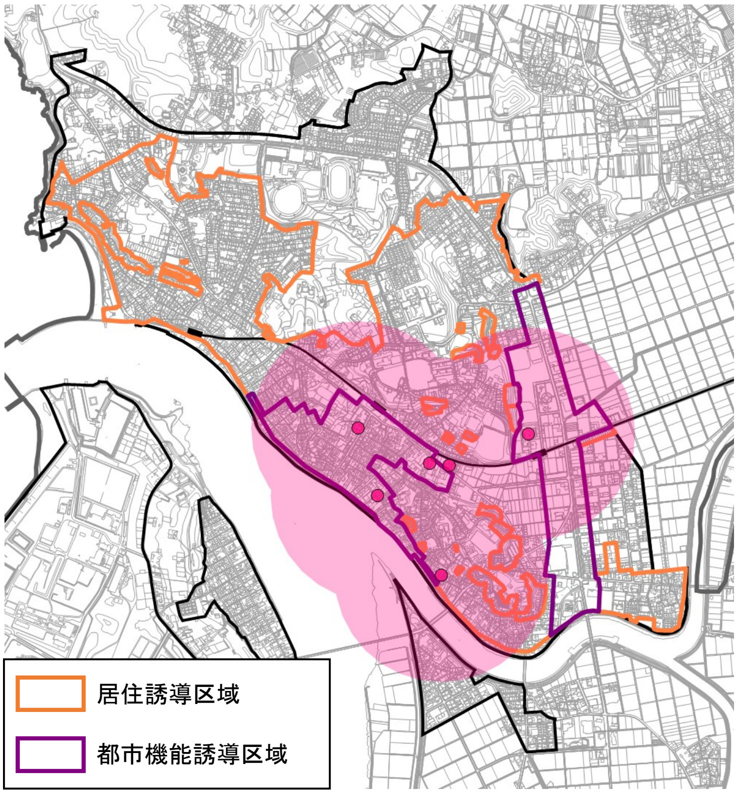

【高齢者施設（通所系）】

圏域人口	2,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 （居住誘導区域）	4～5 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	3 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	ほぼ充足

《施設の配置バランス》

・施設数はほぼ充足していますが、居住誘導区域の北部が利用圏域（500m）に含まれていません。

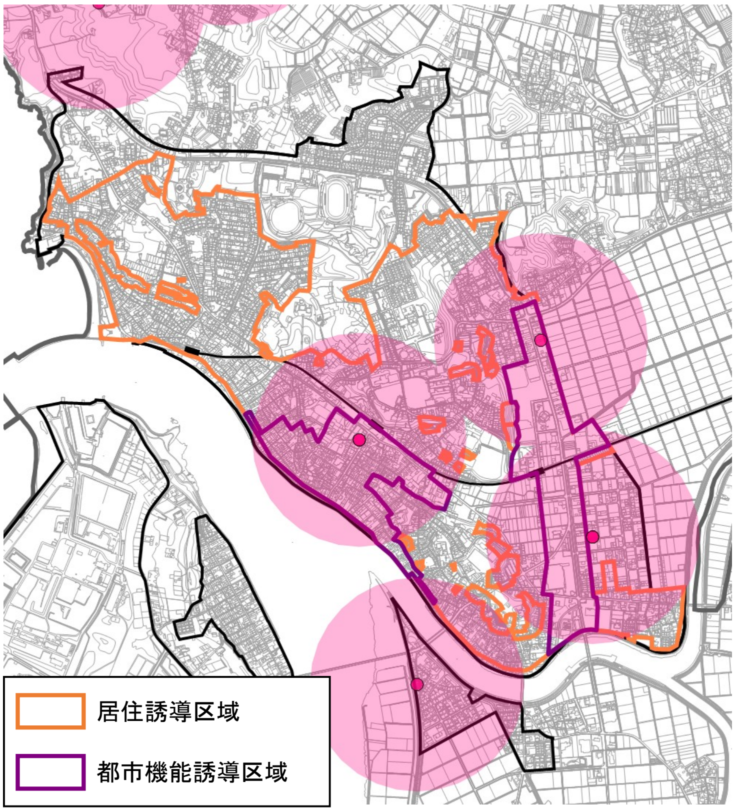

【商業施設（食品スーパー）】

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	3 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の北部が利用圏域（500m）に含まれていません。

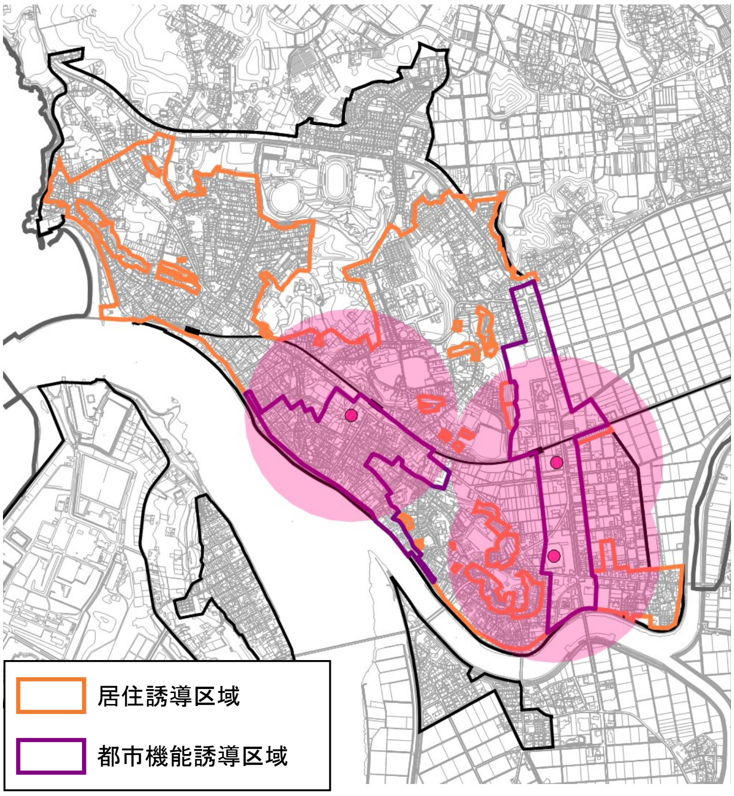

【商業施設（コンビニ）】

圏域人口	3,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	3～4 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	3 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の北部、および都市機能誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

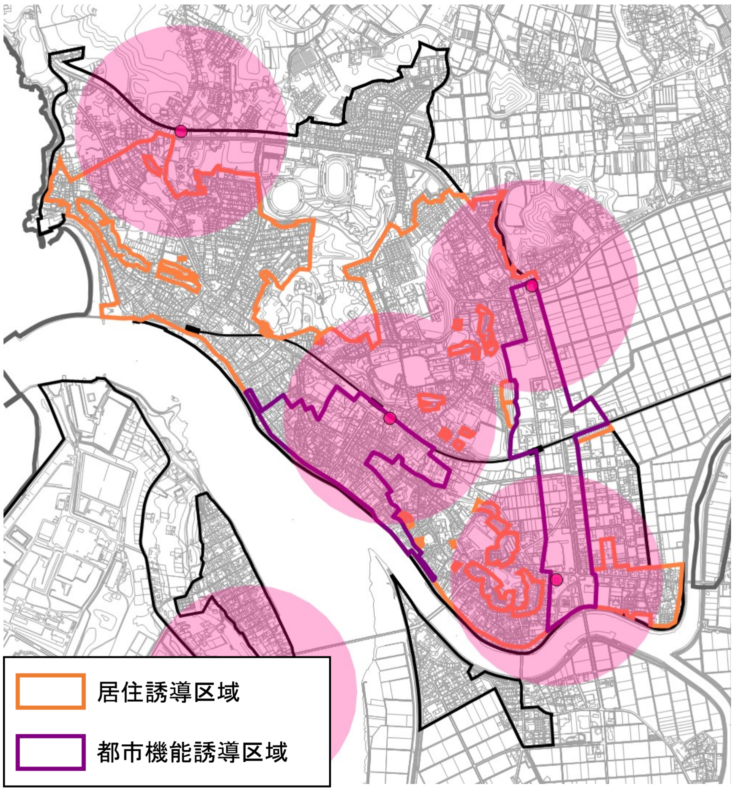

【子育て支援施設】

既存施設数 （居住誘導区域）	2 施設

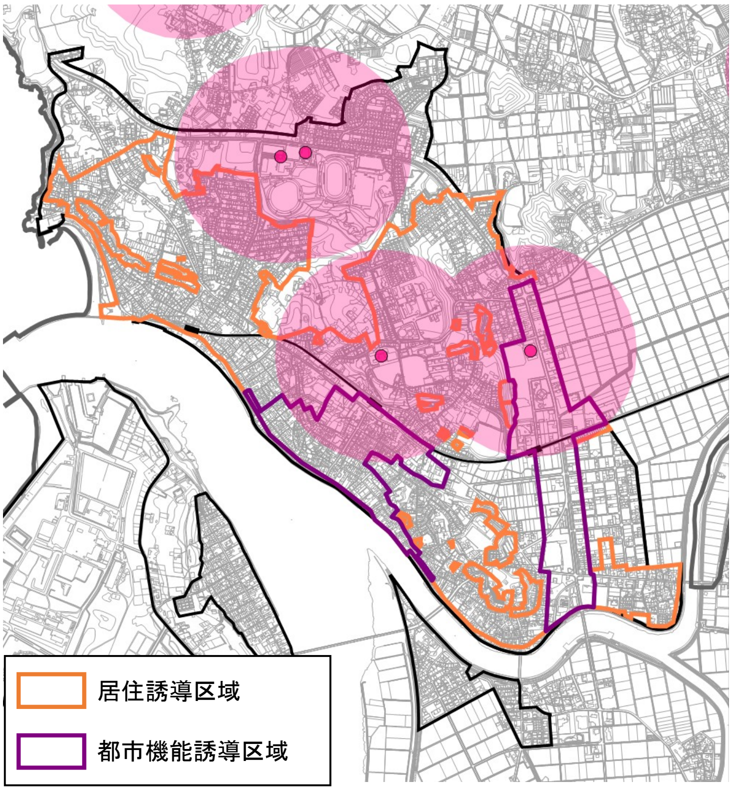

※子育て支援センター、児童センター・児童館を対象

ウ）丸岡市街地の充足度・施設の配置バランス

【医療施設】

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	1～2 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	5 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の東部、および都市機能誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

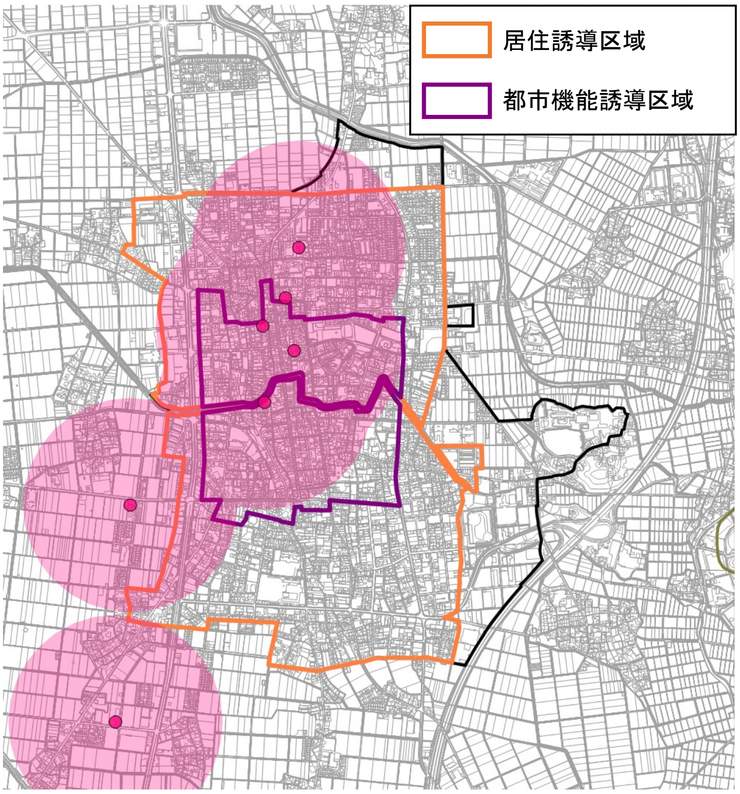

【高齢者施設（通所系）】

圏域人口	2,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 （居住誘導区域）	4～5 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	6 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

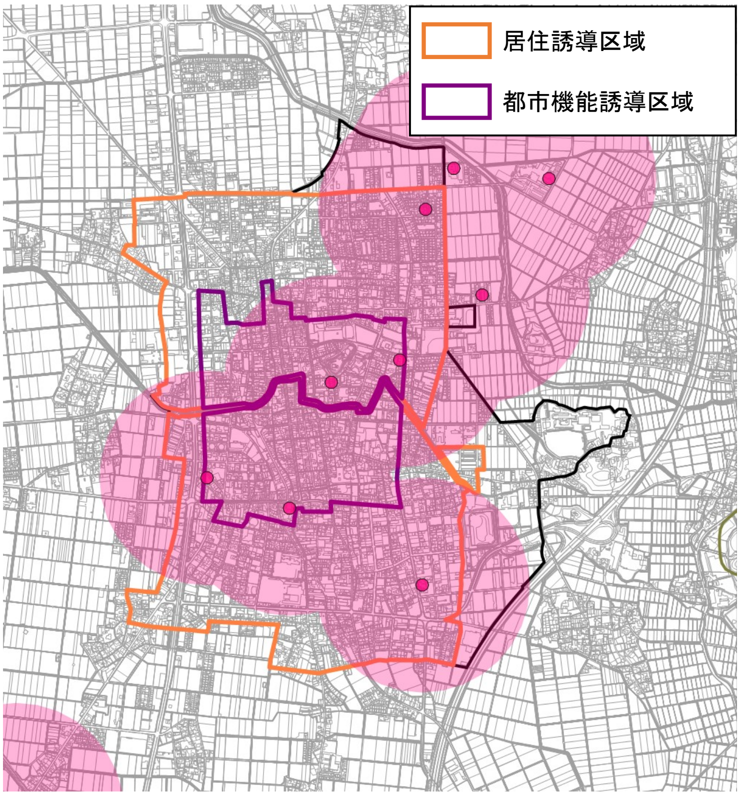

【商業施設（食品スーパー）】

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	3 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	充足

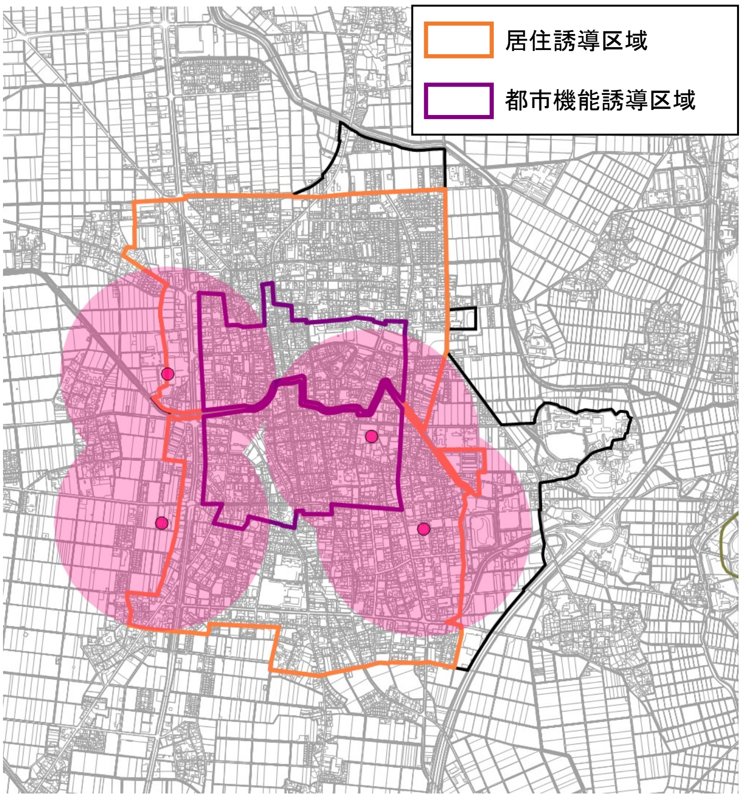

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の北部と南部、および都市機能誘導区域の北部が利用圏域（500m）に含まれていません。

【商業施設（コンビニ）】

圏域人口	3,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	3～4 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	5 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	充足

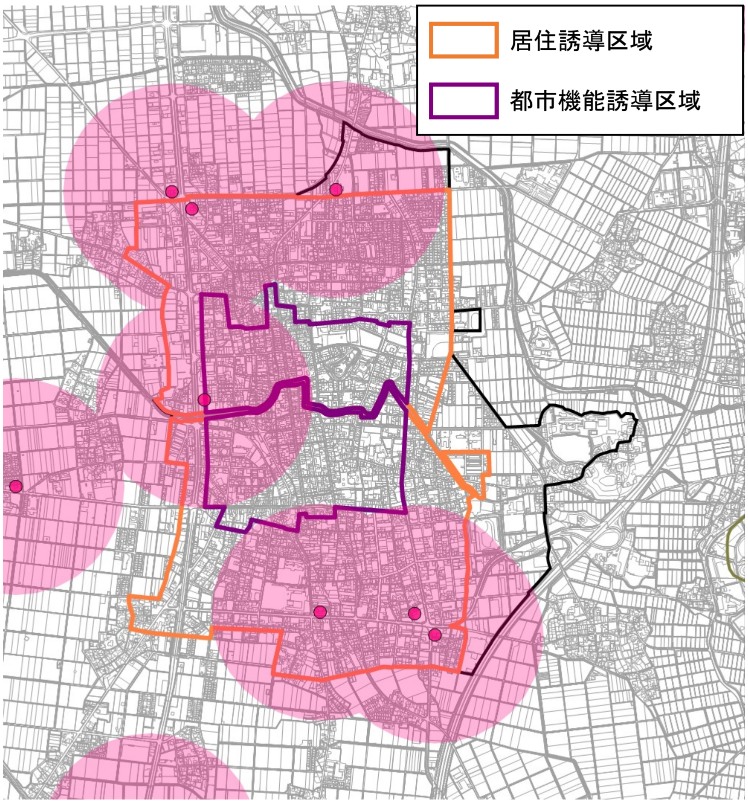

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の中央部、および都市機能誘導区域の東部が利用圏域（500m）に含まれていません。

【子育て支援施設】

既存施設数 （居住誘導区域）	5 施設

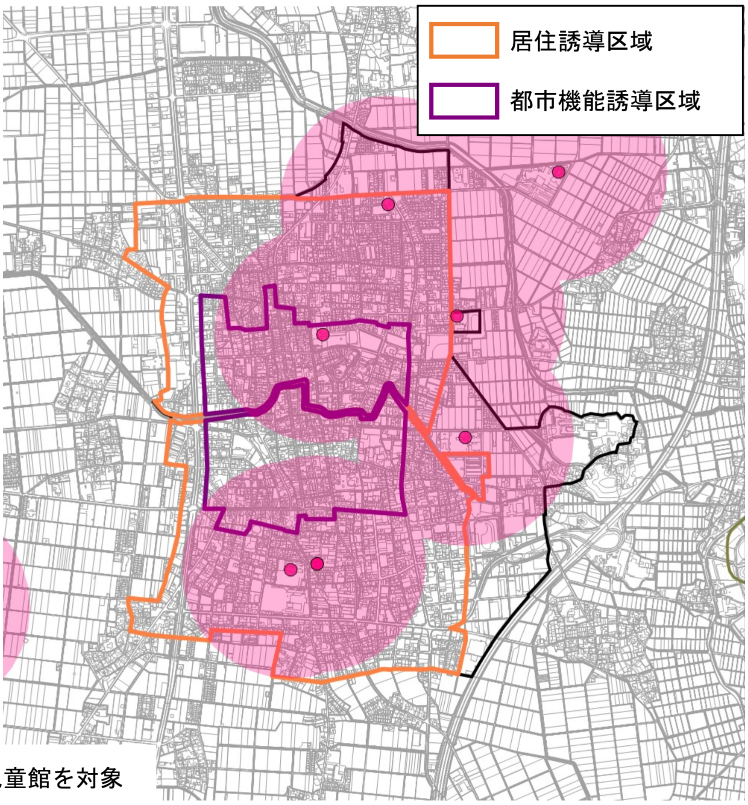

※子育て支援センター、児童センター・児童館を対象

エ）春江市街地の充足度・施設の配置バランス

【医療施設】

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	1～2 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	4 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、ＪＲ春江駅の南部など、一部の居住誘導区域、都市機能誘導区域が利用圏域（500m）に含まれていません。

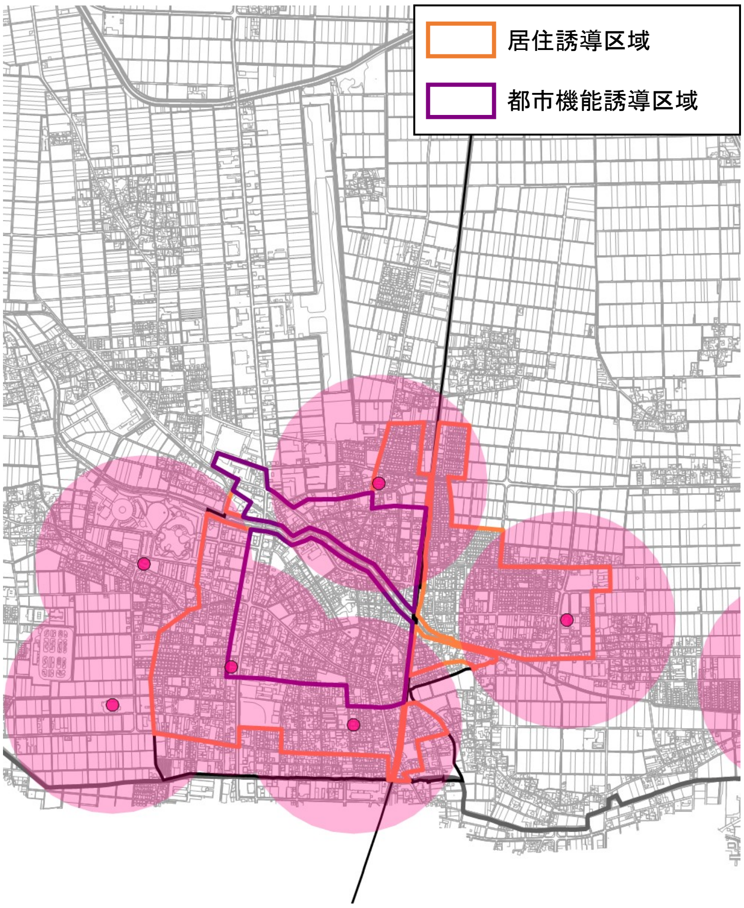

【高齢者施設（通所系）】

圏域人口	2,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 （居住誘導区域）	3～4 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	5 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、ＪＲ春江駅周辺など、一部の居住誘導区域、都市機能誘導区域が利用圏域（500m）に含まれていません。

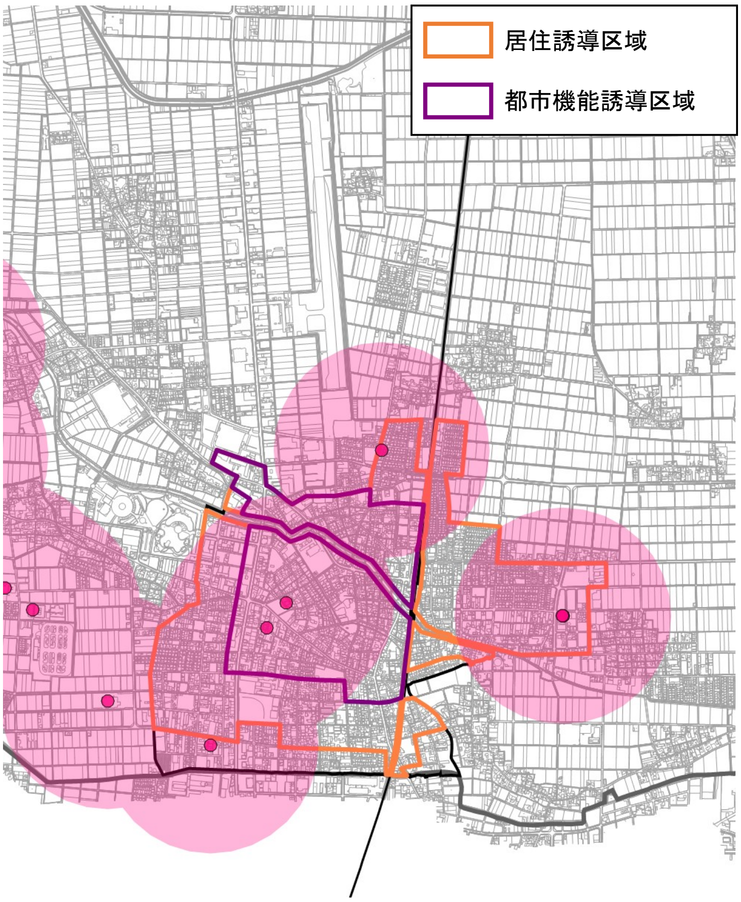

【商業施設（食品スーパー）】

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数（居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数（居住誘導区域）	1 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》・

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の東部と南部、および都市機能誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

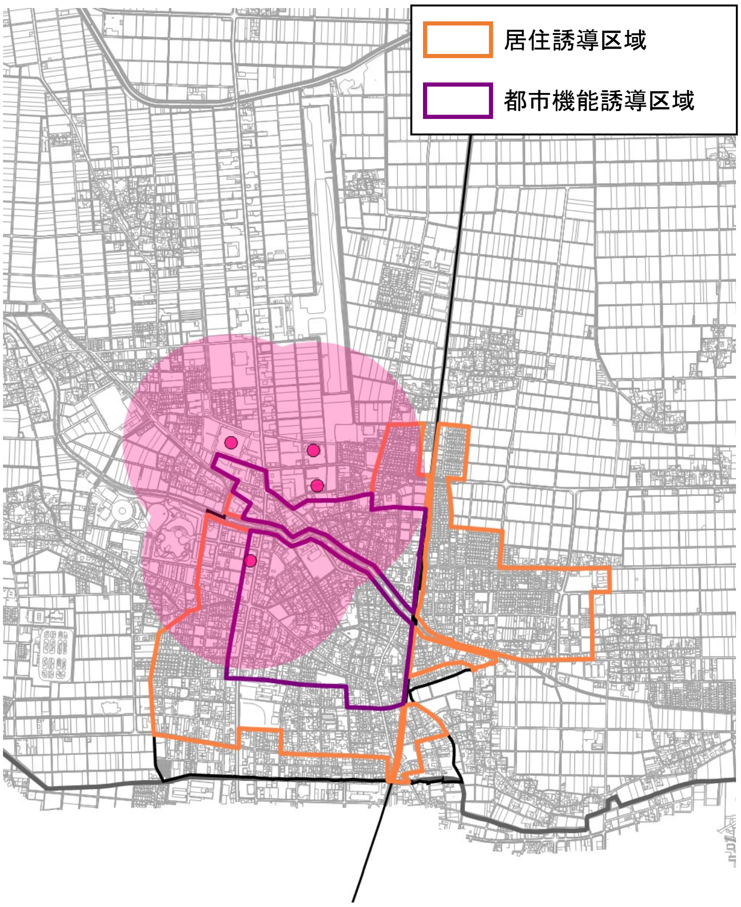

【商業施設（コンビニ）】

圏域人口	3,000 人/施設
必要施設数（居住誘導区域）	2～3 施設
既存施設数（居住誘導区域）	2 施設
居住誘導区域内の施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の東部と南部、および都市機能誘導区域の一部が利用圏域（500m）に含まれていません。

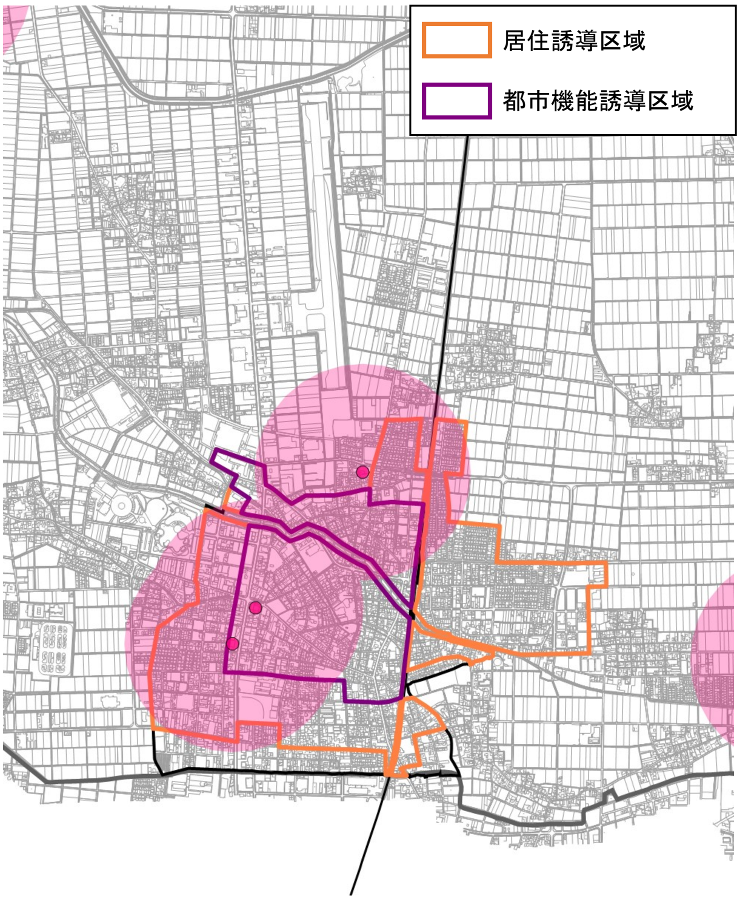

【子育て支援施設】

既存施設数 （居住誘導区域）	7 施設

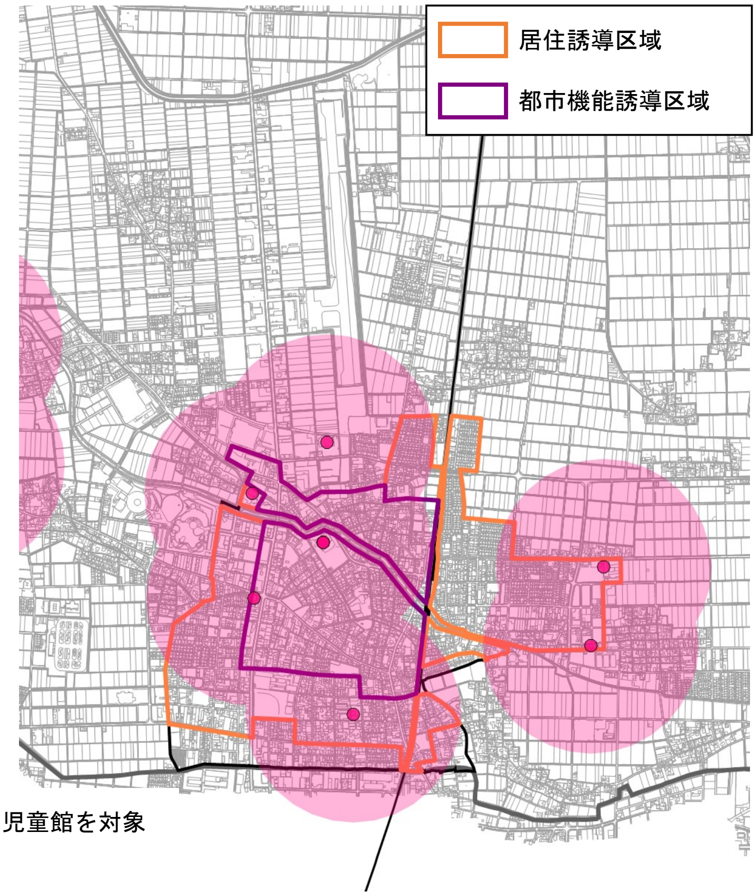

※子育て支援センター、児童センター・児童館を対象

オ）坂井市街地の充足度・施設の配置バランス

【医療施設】

圏域人口	5,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	1 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の南部が利用圏域（500m）に含まれていません。

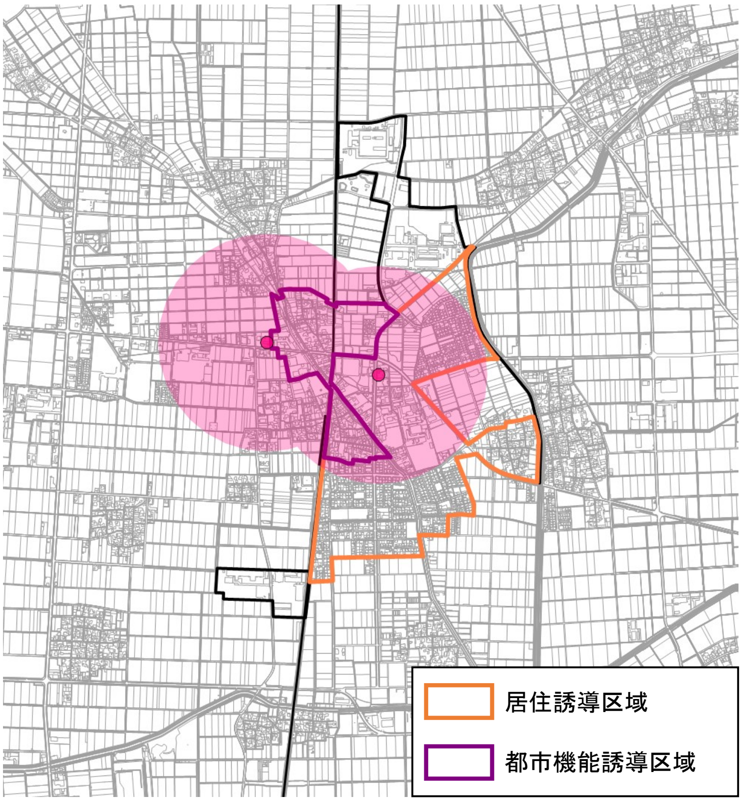

【高齢者施設（通所系）】

圏域人口	2,000 人/施設 ※施設規模を考慮
必要施設数 （居住誘導区域）	1～2 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	なし
居住誘導区域内の 施設数の充足度	不足

《施設の配置バランス》

・用途地域内に施設は立地しておらず、居住誘導区域、および都市機能誘導区域のほとんどが利用圏域（500m）に含まれていません。

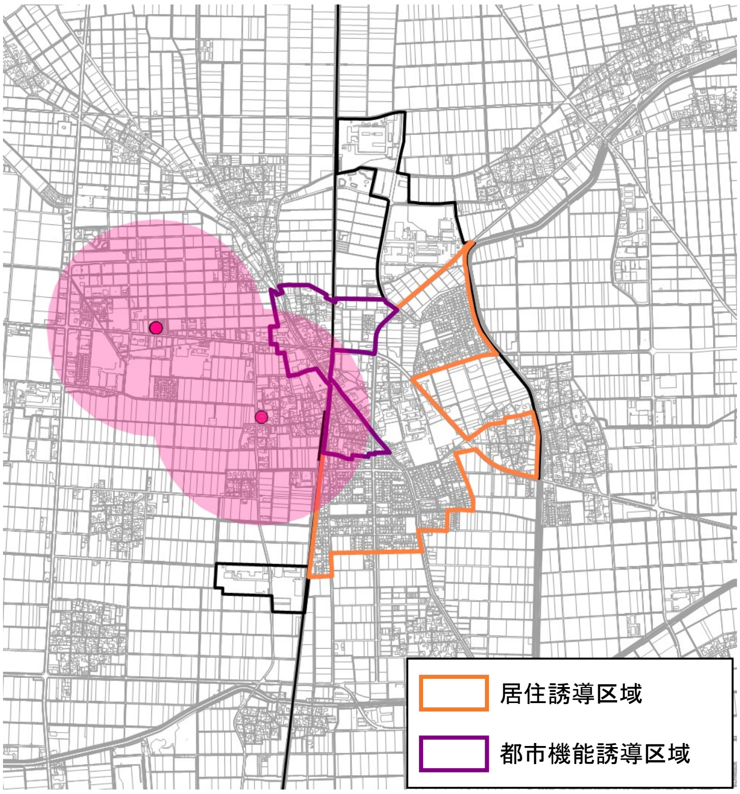

【商業施設（食品スーパー）】

圏域人口	10,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	なし
居住誘導区域内の 施設数の充足度	不足

《施設の配置バランス》

・用途地域内に施設は立地しておらず、居住誘導区域、および都市機能誘導区域のすべてが利用圏域（500m）に含まれていません。

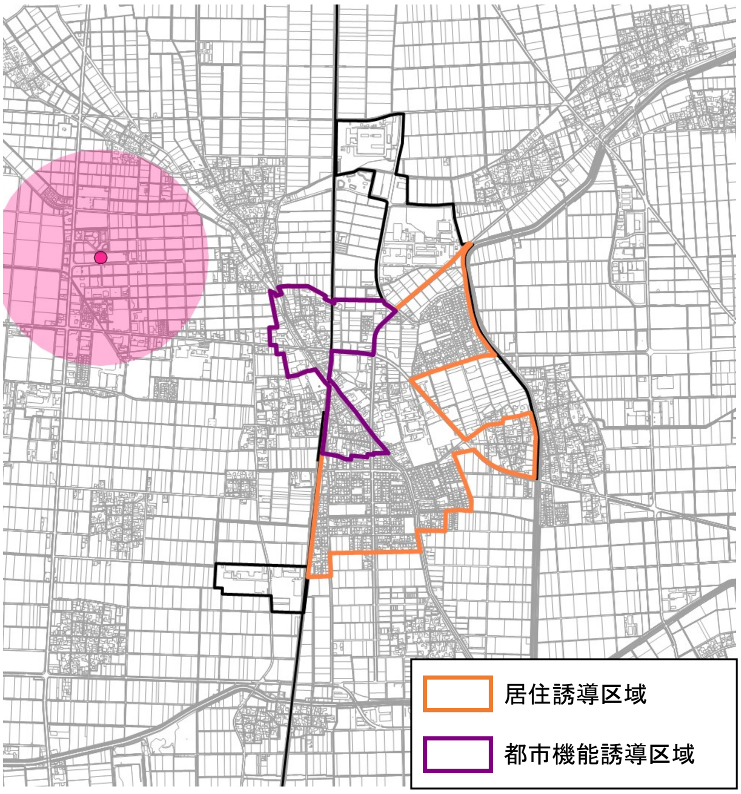

【商業施設（コンビニ）】

圏域人口	3,000 人/施設
必要施設数 （居住誘導区域）	0～1 施設
既存施設数 （居住誘導区域）	1 施設
居住誘導区域内の 施設数の充足度	充足

《施設の配置バランス》

・施設数は充足していますが、居住誘導区域の南部が利用圏域（500m）に含まれていません。

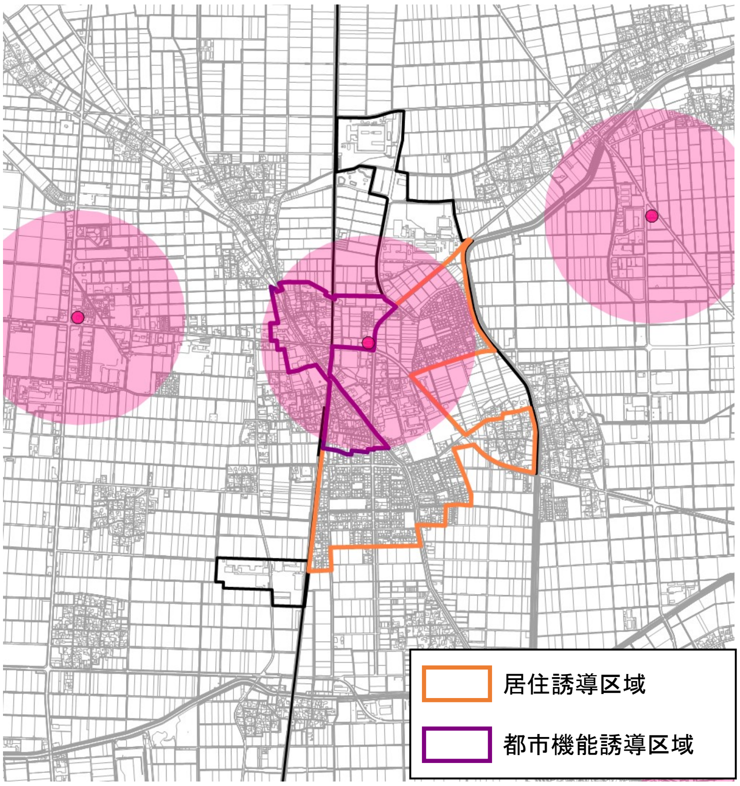

【子育て支援施設】

既存施設数 （居住誘導区域）	3 施設

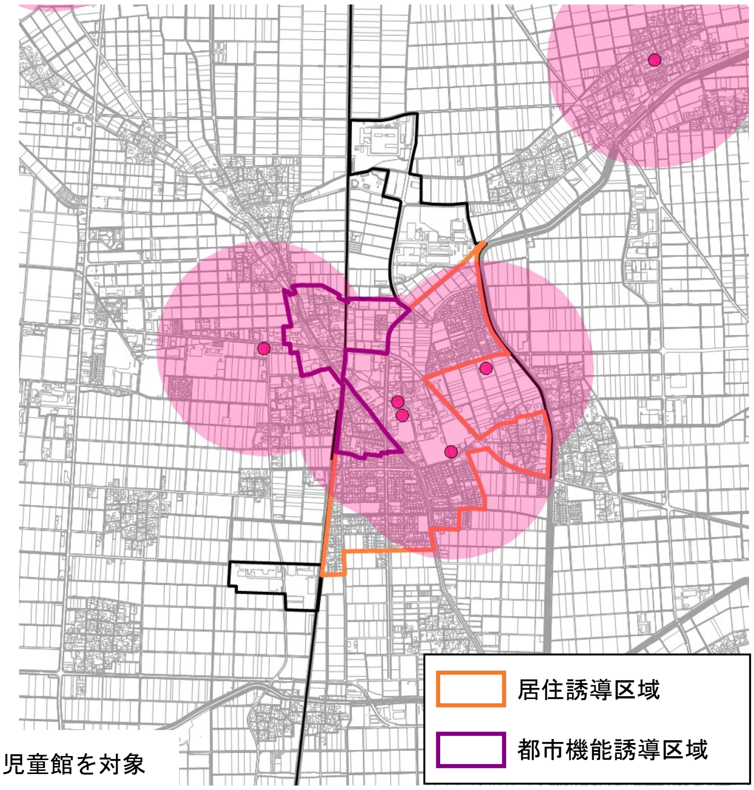

※子育て支援センター、児童センター・児童館を対象

カ）居住誘導区域の施設数・充足度のまとめ

地域	施設数・充足度	施設分類				
		医療施設	高齢者施設（通所系）	商業施設		子育て支援施設
				食品ｽｰﾊﾟｰ	コンビニ	
坂井市全体	必要施設数	5～6	14～15	2～3	9～10	―
	既存施設数	16	14	7	11	17
	充足度	充足	充足	充足	充足	―
三国市街地	必要施設数	1～2	4～5	0～1	3～4	―
	既存施設数	6	3	3	3	2
	充足度	充足	ほぼ充足	充足	充足	―
丸岡市街地	必要施設数	1～2	4～5	0～1	3～4	―
	既存施設数	5	6	3	5	5
	充足度	充足	充足	充足	充足	―
春江市街地	必要施設数	1～2	3～4	0～1	2～3	―
	既存施設数	4	5	1	2	7
	充足度	充足	充足	充足	充足	―
坂井市街地	必要施設数	0～1	1～2	0～1	0～1	―
	既存施設数	1	なし	なし	1	3
	充足度	充足	不足	不足	充足	―

② 個別の施設整備計画との整合

・坂井市公共施設 個別施設計画（令和２年５月）における、「施設・機能の優先度」「個別施設ごとの実施方針」との整合を図ります。

ア）施設・機能の優先度

・坂井市公共施設 個別施設計画では、最優先で維持する施設・機能として、「義務教育関連（小中学校）」、「子育て関連（幼稚園・保育所、児童館、子育て支援センター）」、「地域まちづくり関連（公民館）」を設定しています。

施設・機能	誘導施設の設定の必要性
義務教育関連 （小中学校）	・通学距離などを考慮して立地される施設・機能であり、都市機能誘導区域内に立地を誘導するものではないことから、誘導施設に位置づける必要性は低いと考えられます。
子育て関連 （幼稚園・保育所、児童館、子育て支援センター）	・人口減少が進む中で、まちなかへの子育て世代の居住を誘導していくうえで重要な施設・機能であるため、誘導施設に位置づける可能性が高いと考えられます。
地域まちづくり関連 （公民館）	・身近な日常生活の拠点となる施設・機能であり、都市機能誘導区域内に立地を誘導するものではないことから、誘導施設に位置づける必要性は低いと考えられます。

イ）個別施設ごとの実施方針

・具体の整備計画のある施設のうち、都市機能誘導区域内に立地しており、まちなかへの居住を誘導していくうえで重要な施設として、保健センターを位置づけます。

施設名	坂井市公共施設 個別施設計画での実施方針
春江保健センター	・市民の利便性に考慮しながら市内４つの保健センター機能を集約化することで、施設の稼働率の向上と各種検診事業のサービスを向上に努めます。
丸岡総合福祉 保健センター福祉棟	・大規模改修工事を実施し、平成 31 年にリニューアルしました。保健センター機能は、市の保健センター施策に合わせ対応する必要があります。

③ 都市機能ごとの誘導施設設定の考え方

都市機能	都市機能増進施設	視点①	視点②	視点③	誘導施設設定の考え方
行政	本庁舎、支所		○	○	住民に最も身近な公共サービス施設であり、多くの市民が利用することから、公共交通の利便性の高いエリアでの立地が求められ、郊外に立地した場合に利用者への影響が大きいため、誘導施設に位置づけます。
介護福祉	地域包括支援センター			○	４町別の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を有することから、誘導施設に位置づけます。
	保健センター		○	○	高齢化が一層進む中で、市民の健康増進に寄与する施設としての重要性が高まりつつあるとともに、坂井市公共施設個別施設計画において具体の整備計画があることから、誘導施設に位置づけます。
子育て	子育て支援センター	○	○	○	４町別の市民を対象とした児童福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能を有しており、子育て世代のまちなかへの居住誘導を図るうえで重要な施設であることから、誘導施設に位置づけます。
	子育て支援施設（幼保園・保育園・こども園、児童センター・児童館）	○	○		まちなかに若い世代を増やすためには、多様な保育ニーズに対応できる子育てしやすい環境づくりが不可欠であるため、誘導施設に位置づけます。
商業	店舗面積※が1,000㎡以上のすべての商業施設（大規模小売店舗立地法における大規模小売店舗）	○		○	坂井市の大規模小売店舗の多くは都市機能誘導区域内に立地しており、市民の生活利便性を確保するとともに、賑わいの創出にもつながる施設であることから、これ以上の都市機能誘導区域外への立地を抑制するため、誘導施設に位置づけます。
	店舗面積が1,000㎡未満のすべての商業施設（食品スーパー・ドラッグストア・コンビニエンスストアなど）				店舗面積1,000㎡未満の食品スーパーやドラッグストアなどは、地域住民の生活を支える食品・日用品等を取り扱う店舗であり、身近な地域での立地が求められる施設であるため、誘導施設には位置づけません。 コンビニエンスストアについては、市内に満遍なく立地しており、立地に伴い市街地のコンパクト化を妨げる施設ではないことから、誘導施設には位置づけません。

※店舗面積：小売業を行うための店舗の用に供する床面積

都市機能	都市機能増進施設	視点①	視点②	視点③	誘導施設設定の考え方
医療	病院			○	誰もが健康で安心な生活を送るためには、高度で複合的な医療が受けられる医療施設が必要であることから、公共交通の利便性の高いエリアでの立地が求められ、郊外に立地した場合に利用者への影響が大きいため、誘導施設に位置づけます。
	診療所				それぞれの地域で安心して暮らせるためには、身近に医療サービスを受けることができる医療機関（かかりつけ医）が必要であり、身近な地域での立地が求められる施設であるため、誘導施設には位置づけません。
金融	銀行、信用金庫等				コンビニやＡＴＭが金融機能の一部を担っており、立地に伴い市街地のコンパクト化を妨げる施設ではないことから、誘導施設には位置づけません。
教育・文化	教育施設（小中学校、高校）				小中学校は、通学距離などを考慮して立地される施設・機能であり、都市機能誘導区域内に立地を誘導するものではないことから、誘導施設には位置づけません。 市内の高校はいずれも都市機能誘導区域外に立地しており、現在地から移動する可能性も低いため、誘導施設には位置づけません。
	図書館				４町別の市民を対象とした、広域性・公共性の高い施設であり、集客力が高く、まちなかの賑わいを創出する施設であることから、誘導施設に位置づけます。
	文化・交流施設		○	○	市全域または４町別の市民を対象とした、広域性・公共性の高い施設であり、集客力が高く、まちなかの賑わいを創出する施設であることから、誘導施設に位置づけます。
	コミュニティセンター				身近な日常生活の拠点となる施設・機能であり、都市機能誘導区域内に立地を誘導するものではないことから、誘導施設には位置づけません。

④ 誘導施設の設定

都市機能	誘導施設	都市機能誘導区域			
		三国	丸岡	春江	坂井
行政	本庁舎、支所	○	○	○	○
介護福祉	地域包括支援センター	○	○	ー（区域外）	ー（区域外）
	保健センター	ー（該当なし）	○	○	ー（該当なし）
子育て	子育て支援センター	ー（区域外）	ー（区域外）	○	ー（区域外）
	子育て支援施設（幼保園・保育園・こども園、児童センター・児童館）	○	○	○	○
商業	大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）	○	○	○	○
医療	病院	○	○	○	○
教育・文化	図書館	ー（区域外）	○	ー（区域外）	ー（区域外）
	文化・交流施設	○※1	○※2	ー（区域外）	ー（区域外）

※１：都市機能誘導区域内に立地する、旧森田銀行本店、三国湊町家館、旧岸名家、三国体育館を対象

※２：都市機能誘導区域内に立地する、丸岡城、一筆啓上茶屋、一筆啓上 日本一短い手紙の館を対象

注）坂井市の管理する公共施設のうち、都市機能誘導区域外に立地しており移転整備の予定のない施設については「区域外」、各都市機能誘導区域内で整備の予定がない場合は「該当なし」